

蜜蜂の飼育及び転飼調整に係る県の方針

1 蜜蜂の飼育及び転飼調整に係る基本事項

県内で蜜蜂を飼育する者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 基本姿勢

養蜂業の健全な発展を図るため、蜜源の増殖に努めるとともに、その有効活用を図るため、飼育者相互の連携協調を十分図ること。

(2) 蜂群間距離

蜂群間の距離については、腐蛆病等の予防対策及び蜂群の適正配置の観点から概ね2 Km以上離すこと。ただし、当事者間で合意した場合は、その限りでない。

(3) 蜂群の意義及び蜂群の設置場所に係る土地貸与承諾

- 1) 県に提出する書類に記載する蜂群数は養成群を含めて1群1箱とする。ただし、継箱は1段までとする。
- 2) 自己所有地以外で蜜蜂を飼育する場合は、その土地の所有者の承諾を得ること。

(4) 蜜蜂飼育届及び変更届

- 1) 養蜂振興法（以下、「法」という。）第3条第1項、第3項の規定による飼育届（変更届）の様式は、様式第1号によるものとする。
- 2) なお、この飼育届（変更届）は県に対する情報提供であり、届出した場合にあっても、転飼予定地域の養蜂業者等との合意形成が無い限り、届に記載した蜂群を配置できるものではないことに留意する。

(5) 県外からの転飼及び県内における転飼

- 1) 県外から県内に転飼する場合、又は県内で転飼する場合は、転飼予定地域の養蜂業者と事前に十分協議のうえ合意形成を図り、トラブル防止に努めること。
- 2) 第4条第1項の規定による許可にあたっては、本県の養蜂の健全な発展を図るため、県外からの一次的な転飼のほか、4)に掲げる二次的な県内転飼において、次のいずれかに該当すると認められた場合は、許可を与えないものとする。
 - ア 蜜源に対し、蜂群数が著しく過剰になると認められるとき。
 - イ 本県の養蜂振興に悪影響を及ぼす恐れがあると認められるとき。
- 3) 法第4条第1項の規定による許可を申請する者は、様式第2号（許可申請書）に、様式第3号の土地貸与承諾書及びその場所付近の見取図を添えて提出するものとする。
- 4) 許可申請書の提出にあたっては、法に基づき、蜂群の配置を適正にする必要があることから、県内転飼がある場合は、その全ての状況がわかるものを書面として添付するものとする。

(6) 危被害等の防止

- 1) 巣箱は、住宅、学校、公園、公民館その他人が常時出入りし、通行し、又は集合する場所から、人に危害を及ぼさない距離を保って置くこと。
- 2) 蜜蜂による糞公害の防止に努めること。

(7) 飼育上の留意事項

- 1) 巣箱内の点検を毎週1回以上行い、予測しない分蜂を防止するため必要な措置を講じること。
- 2) 巣箱の移動、巣内の点検又は採蜜の際には、燻煙器の使用等により蜜蜂の活動能力を弱めること。

2 転飼調整会議及び転飼許可について

県は、1に掲げる基本事項に則り、転飼許可に係る調整を行うなど、県内における適正な蜂群配置を図るものとする。

(1) 転飼調整会議の開催及び調整委員の役目

- 1) 地域振興局農林部長（以下、「農林部長」という。）は、法4条1項に基づく県外からの転飼に係る許可に先立ち、1の（5）の3）の転飼許可申請書及び1の（4）の1）の蜜蜂飼育届に記載されている飼育計画を対象に、地区内の調整を円滑に行うため、地区転飼調整委員及び関係者等を参集して地区転飼調整会議を開催するものとする。
- 2) 農林部長は、地区内の事前調整を円滑に行うため、関係養蜂業者及び養蜂団体の長等適当と認められる者を地区転飼調整委員として任命することができるものとする。
- 3) 地区転飼調整会議において地区転飼調整委員は、地区内の蜜源分布状況並びに蜜蜂の飼育状況等を勘案し、地区内の飼育業者と県内外の転飼業者との調整が適切に図られるよう助言を行うものとする。

(2) 転飼許可及び許可後の措置

- 1) 農林部長は、地区転飼調整会議の調整結果について協議し、可否を決定するものとする。
なお、地域振興局管内を超える広域的な事案については、畜産振興課と協議のうえ、可否を決定するものとする。この場合、畜産振興課長は必要に応じ、調整対象地域の関係者及び学識経験者等を参集して広域転飼調整会議を開催することができるものとする。
- 2) 農林部長は、許可を行った者に対し、転飼終了後20日以内に、様式第4号により転飼成績の報告を求めるものとする。
- 3) 農林部長は、許可条件に違反した者に対しては、速やかに是正することを勧告し、勧告に従わない場合は、法的措置を講じるものとする。
また、翌年も申請があった場合は、1の（5）の2）のイにより、本県の養蜂振興に悪影響を及ぼしたものとして許可は与えないものとする。
- 4) 天変地異等不可抗力によりやむを得ず許可を得た内容に変更を生じた場合は、農林部長に速やかに届け出をし、その指示に従うものとする。

(様式第1号)

蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

秋田県知事

現住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名 印

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定に基づき、下記のとおり（蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届）を提出します。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数

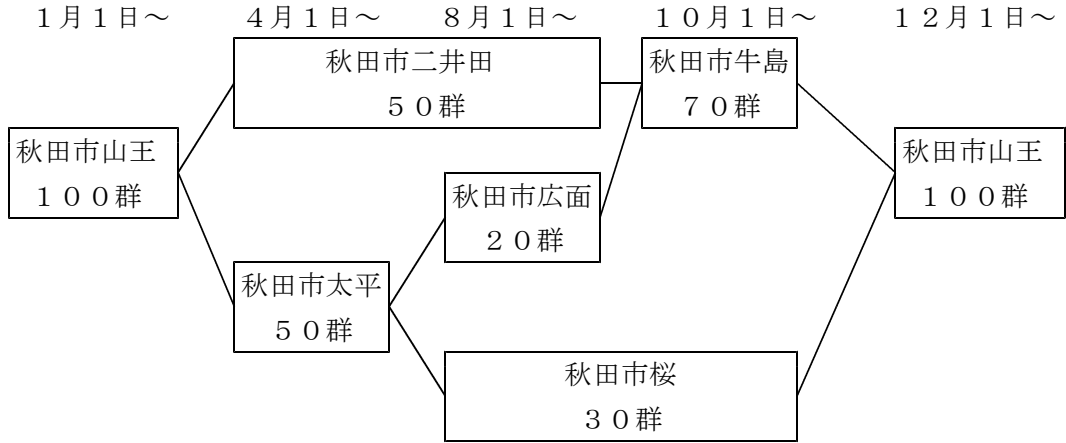
2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定 最大計画 蜂群数	飼育期間	備考
		1月1日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から12月31日まで	

- 備考
- (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 - (2) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
 - (3) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。
 - (4) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。
 - (5) 別添を参考に転飼フロー図、位置図（概略図で可）を添付すること。
 - (6) 飼育する蜂がニホンミツバチの場合は、備考欄に「ニホンミツバチ」と記載すること。
 - (7) 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

(別添) 転飼フロー図

(作成例)



(様式第2号)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

秋田県知事

現住所

通信連絡場所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名 印

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養者住所氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

- 備考
- (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 - (2) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
 - (3) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。
 - (4) 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

(様式第3号)

土地貸与承諾書

年 月 日

管理者 現住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名 印

養蜂振興法第4条第1項の規定により転飼許可を得た場合は、次のとおり私の管理に係る土地を貸与することを承諾します。

記

貸与予定の土地の所在地	地目	貸与を受ける者の氏名	貸与の予定期間	摘要

- 備考 (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
(2) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
(3) 土地の所在地には、字、番地まで記入すること。
(4) 本承諾書に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

(様式第4号)

蜜蜂転飼成績報告書

年 月 日

秋田県知事

現住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名 印

許可を受けた転飼が終了しましたので、次により報告します。

記

転飼場所	蜂群数	転飼期間	蜂蜜 生産量	蜜ろう 生産量
		(計画: 月 日から 月 日まで) 実績: 月 日から 月 日まで		
		(計画: 月 日から 月 日まで) 実績: 月 日から 月 日まで		
		(計画: 月 日から 月 日まで) 実績: 月 日から 月 日まで		
		(計画: 月 日から 月 日まで) 実績: 月 日から 月 日まで		
		(計画: 月 日から 月 日まで) 実績: 月 日から 月 日まで		

備考 (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(2) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

(3) 転飼場所は、字、番地まで記入すること。